



2025年 9月19日
第039号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一

編集 情宣 担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



安保法制から10年 あらためて問題点を考える

通称「安保法制」とか「戦争法」などと呼ばれた、正式名称「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」は、10年前の2015年9月19日に参議院本会議においても強行採決されて可決成立しました。現在も抗議活動が続く同法案について、あらためて、法案にどういう問題点があったかを確認しましょう。



(1) 憲法 9 条に違反

日本国憲法では、国際紛争を解決する手段としての武力行使の禁止、「戦力」および「交戦権」を否認していますが、条件付きで自衛隊が海外に展開し、他国と共に武力行使をする集団的自衛権の行使を可能としています。

(2) 自衛隊が海外展開できる条件が曖昧

これまで「周辺事態法」により、日本周辺で影響がある場合および、その都度必要な法律をつくり、アフガニスタン支援などを時限的に行ってききましたが、それでも憲法上問題があるとされていきました。これを、存立危機事態、重要影響事態、国際平和支援といった言葉を定義して、自衛隊の国外派遣を可能にしつつ、さらにはその定義すら抽象的で、例えば中東の海峡で海上封鎖が行われただけで自衛隊の出動が可能になってしまいます。そして、国外への自衛隊派遣が決まると、我々鉄道にも協力を求められます。



(5) 法律の成立過程も民主的手続きを逸脱

安保法制の正式名称は前述しましたが、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法“等”の一部を改正する法律」です。“等”が入っていることが重要で、この法律は、10本の法律を1回の採決で全部改正してしまう「束ね法案」となっています。1回可決すると、①自衛隊法、②国際平和協力法、③周辺事態安全確保法、④船舶検査活動法、⑤事態対処法、⑥米軍行動関連措置法、⑦特定公共施設利用法、⑧海上輸送規制法、⑨捕虜取扱い法、⑩国家安全保障会議設置法、の10本の法律がまとめて改正されます。個別の法案への賛否はできません。また審議時間も極端に短く、吉川さおり議員のブログによると、この法案の審議時間は衆議院特別委員会で116時間30分だったそうです。この時間で10本束ねた法案1本と新法1本を審議したので、実質11本の法律を審議したそうですが、1本あたりの審議時間は10時間少々、これまでの安全保障に関連する法律では30時間から100時間近い審議時間をかけていたのに比べると、極めて審議時間が短くなっています。国会前などで法案反対デモが行われ、各地で公聴会を開き、多くの有識者が法案に反対しますが、これを無視。可決前最後に行われた横浜での公聴会は国会報告すら行われず、参議院特別委員会で強行採決、19日に参議院本会議で審議を打ち切り再度の強行採決を行います。採決が行われたはずですが、国会の議事録には当初、可決も否決も記載がなく、「議場騒然 聴取不能」とだけ書かれ、後日、勝手に「速記を開始し可決」と虚偽が追記されました。

(3) 自衛隊と外国軍が一体化して見られる

これまでは、自衛隊は「非戦闘地域」とされる地域でしか後方支援を行なえませんでした。「自衛隊がいるところは非戦闘地域です。」と言い放った内閣総理大臣もいましたが、この縛りもなくなり、これまで禁止であった弾薬補給や給油、兵器の整備も可能になっています。この結果として、相手から見ると完全に敵軍であり、戦闘に巻き込まれたり、日本への直接攻撃を呼び込んだりする危険性が上昇します。



(4) PKO では戦闘も可能に

これまで国連の平和維持活動のみを行いましたが、それ以外の活動にも協力可能にし、「安全確保」「駆け付け警護」が可能になりました。これらは武装勢力を排除するための武器使用が認められているため、戦闘に発展する可能性があり、状況によっては国家あるいはそれに準じた組織を相手に戦闘を行うことになります。



われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ